令和８年（フ）第８０号
福岡県行橋市北泉２丁目26番46号
債務者　中谷　順子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８９号
福岡県行橋市南大橋４丁目７番24号
債務者　金井　美香（旧姓藤谷）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第９８号
福岡県行橋市西宮市２丁目14番13号　清山荘21、前住所福岡県行橋市大字中津熊337番地８
債務者　菊地　梨央奈
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１５６２号
東京都立川市羽衣町１丁目19番１号フォーレスト301号
債務者　中津　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７６号
東京都狛江市和泉本町３丁目１番８―306号
債務者　大西さゆり
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目173番地　ビレッジハウス境松１―202号
債務者　矢野　エリアネ　サトウこと　ＳＡＴＯ　ＩＡＮＯ　ＥＬＩＡＮＥ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第１１８号
栃木県足利市大久保町893番地１　サニーヒル友秀Ｂ、前住所栃木県佐野市富岡町228番地16
債務者　横山　拓巳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３５２号
東京都府中市是政３丁目28番地の６川辺様方
債務者　増田左知子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2211番地の２
債務者　米田公美子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第７８号
山口市秋穂東1070番地１
債務者　山田　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
山口県防府市大字下右田820番地の３　グランヴィレッジ201
債務者　難波　竜太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９３号
山口県美祢市美東町綾木3132番地３
債務者　山田　直美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９４号
山口県防府市大字高井123番地　グランドュール203、前住所山口県防府市大字下右田635番地の１
債務者　矢高　貴則
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０２号
山口県防府市大字田島1351番地の２
債務者　内田　純也
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
山口県防府市清水町23番23号　オ・クレールⅠ201、前住所山口県防府市石が口３丁目18番45号
債務者　淺田　　剛
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
青森市中央４丁目14番25号
債務者　太田　　諭
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５４号
島根県松江市西川津町4274番地　ツインパレスＡ103
債務者　大島　正巳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部